

平成18年2月28日

投資主各位

東京都千代田区麹町四丁目1番地
グローバル・ワン不動産投資法人
執行役員 勝本杉雄

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、平成18年3月14日（火曜日）までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第12条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年3月15日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 5階「オリオン」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」
(2頁から4頁まで)に記載のとおりであります。
- 第2号議案 執行役員2名及び監督役員3名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用
会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況
説明会」を実施する予定であります。

議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 76,400口
(以下の第1号議案、第2号議案及び第3号議案のいずれにおいても、議決
権を有する投資主が有する投資口の総口数は76,400口となります。)
2. 議案及び参考事項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
 1. 議案の要領及び提案の理由
 - (1) 第13条関係
本投資法人の更なる統治機能強化を可能とするため監督役員の数の上
限を3名から4名に変更するものであります。
 - (2) 別添「資産運用の対象及び方針」2.(1)B.関係
株式会社東京証券取引所の規則改正に伴い、不動産等への投資に付随
し、当該不動産等と併せて、不動産の管理会社等の株券への投資を可能
とするため変更するものであります。これにより、区分所有ビルの管
理・運営等のために区分所有者が出資して設立した管理会社の株券の取
得等が可能となります。
 - (3) 別添「資産運用の対象及び方針」2.(1)C.関係
株式会社東京証券取引所の規則改正に伴い、不動産等への投資に付随
し、当該不動産等と併せて、商標権、温泉権その他の資産への投資を可
能とするため変更するものであります。また、株式会社東京証券取引所
の規則改正に伴い、本投資法人の商号に係る商標権等本投資法人の組織
運営に伴い保有するものについて規定するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所であります。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第13条（役員の数） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は<u>3</u>名以内（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とする。</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1) 投資対象 B. その他の特定資産への投資 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することがある。 (a) 預金 (b) 価値の変動リスクが低いと認められる有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証書を含み、これに限られない。)等の資産であって、特定資産に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券及び次の<u>の</u>いづれかに該当するものは除く。) (記載省略) (新 設)</p>	<p>第13条（役員の数） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は4名以内（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とする。</p> <p>別添「資産運用の対象及び方針」 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1) 投資対象 B. その他の特定資産への投資 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することがある。 (a) 預金 (b) 価値の変動リスクが低いと認められる有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証書を含み、これに限られない。)等の資産であって、特定資産に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の<u>及び</u>のいづれかに該当するものは除く。) (現行のとおり) <u>本投資法人は、特定資産のうち、以下に掲げる各資産であって、不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)</u>又は不動産信託受益権への投資に付随し、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるものに投資することがある。 (a) <u>不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)</u>の管理会社等の株券 (b) (a)の株券を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権(当該株券に対する投資を目的とする場合に<u>限る。)</u>)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別添「資産運用の対象及び方針」 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1) 投資対象 C. 特定資産以外の資産への投資 本投資法人は、特定資産以外の資産への投資を行わない。</p>	<p>別添「資産運用の対象及び方針」 2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (1) 投資対象 C. 特定資産以外の資産への投資 本投資法人は、特定資産以外の資産への投資を行わない。但し、本投資法人は、以下に掲げる各資産に投資することがある。 <u>本投資法人は、特定資産たる不動産（不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。）又は不動産信託受益権に付随し、かつ、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められる以下の各資産</u> <u>(a) 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権もしくは通常使用権をいう。以下同じ。）</u> <u>(b) 温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u> <u>(c) 不動産（不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。）の管理会社等の出資持分</u> <u>(d) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）に定める動産</u> <u>(e) 投信法その他の法令上、本投資法人が取得することが許容される資産</u> <u>(f) (a)ないし(e)の資産を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権（(a)ないし(e)の資産に対する投資を目的とする場合に限る。）</u> <u>本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであり、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるもの</u></p>

第2号議案 執行役員2名及び監督役員3名選任の件

執行役員全員（2名）及び監督役員全員（3名）より、本投資主総会開催に伴い、平成18年3月31日付で一旦本投資法人の役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて執行役員2名及び監督役員3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員及び監督役員の任期は、本投資法人規約第15条の定めにより、就任する平成18年4月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成18年1月31日開催の役員会において、監督役員全員一致の決議によっております。

また、投資信託及び投資法人に関する法律及び本投資法人規約第13条の定めにより、監督役員の数、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略	歴
1	勝本杉雄 (昭和16年8月5日生)	昭和40年3月 平成元年4月 平成4年4月 平成6年4月 平成7年4月 平成9年4月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年4月 平成15年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 同社 津支社長 同社 全社運動推進部長 同社 不動産サービス部長 同社 不動産部長 同社 理事兼不動産部長 東菱不動産株式会社 社長 京葉明和サービス株式会社 社長 株式会社ダイヤモンド・アスレティックス 社長 同社 非常勤取締役 本投資法人執行役員就任（現職）
2	北島洋一郎 (昭和18年8月24日生)	昭和42年4月 平成3年4月 平成7年4月 平成9年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成16年1月 平成17年1月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 同社 東京第七法人部長 同社 不動産事業部長 明生投資顧問株式会社（現明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社）取締役 東菱不動産株式会社 取締役 明生不動産管理株式会社 取締役 明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役 本投資法人執行役員就任（現職）

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略	歴
3	立石 則文 (昭和28年9月21日生)	昭和54年4月 昭和54年4月 昭和56年4月 昭和60年6月 昭和60年6月 昭和61年9月 平成6年9月 平成13年3月 平成15年4月	弁護士登録 不二法律事務所所属 小中・外山・細谷法律事務所所属 ハーバード大学ロースクール修士課程修了 デビス・ボーク・ウオードウェル法律事務所所属 アンダーソン・毛利法律事務所所属 東西総合法律事務所設立(現職) 最高裁判所司法研修所教官 本投資法人監督役員就任(現職)
4	西村 裕 (昭和33年5月15日生)	昭和57年11月 昭和57年11月 昭和61年9月 昭和62年9月 平成元年12月 平成3年9月 平成5年10月 平成11年8月 平成15年4月	監査法人中央会計事務所(現中央青山監査法人)勤務 会計士補登録 公認会計士登録 Coopers & Lybrand(シンガポール)出向 中央新光監査法人(現中央青山監査法人)監査第一部勤務 西村公認会計士事務所(現総合会計事務所マネジメント・サポート)開設(現職) 税理士登録 有限会社マネジメント・サポート設立 取締役(現職) 本投資法人監督役員就任(現職)
5	伊藤 紀幸 (昭和40年2月11日生)	昭和63年4月 平成3年11月 平成7年5月 平成11年12月 平成13年10月 平成14年11月 平成17年1月 平成17年6月	三井信託銀行株式会社(現中央三井信託銀行株式会社)入社 不動産鑑定士補登録 不動産鑑定士登録 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 有限会社不動産投資研究所(現株式会社不動産投資研究所)を設立し取締役に就任、株式会社へ組織変更後代表取締役(現職) 本投資法人監督役員就任(現職) Ex・Partners有限会社設立 取締役(現職)

- ・上記執行役員候補者及び監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・各候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・候補者立石則文は、東西総合法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・候補者西村裕は、総合会計事務所マネジメント・サポートの代表者及び有限会社マネジメント・サポートの取締役に兼務しております。
- ・候補者伊藤紀幸は、株式会社不動産投資研究所の代表取締役及びEx・Partners有限会社の取締役に兼務しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

本投資法人の会計監査人である中央青山監査法人は、本投資主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成17年12月31日現在)

名 称	新日本監査法人												
主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル												
沿革	太田昭和監査法人(昭和60年10月設立)とセンチュリー監査法人(昭和61年1月設立)が平成12年4月に合併し、監査法人太田昭和とセンチュリーとなる。平成13年7月に名称を新日本監査法人とする。												
概要	<p><人員構成></p> <table> <tr> <td>社員：代表社員</td> <td>325名</td> </tr> <tr> <td>社員</td> <td>213名</td> </tr> <tr> <td>職員：公認会計士</td> <td>1,115名</td> </tr> <tr> <td>会計士補</td> <td>1,126名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>661名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,440名(非常勤を除く)</td> </tr> </table> <p><関与会社数> 4,859社</p> <p><出資金> 1,726百万円</p>	社員：代表社員	325名	社員	213名	職員：公認会計士	1,115名	会計士補	1,126名	その他	661名		3,440名(非常勤を除く)
社員：代表社員	325名												
社員	213名												
職員：公認会計士	1,115名												
会計士補	1,126名												
その他	661名												
	3,440名(非常勤を除く)												

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第12条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
 都市センターホテル 5階「オリオン」
 電話(03)3265-8211(代表)



- | | | |
|----|-----|---------------------------------|
| 交通 | 地下鉄 | 「麹町」駅(有楽町線)半蔵門方面出口より徒歩約4分 |
| | 地下鉄 | 「永田町」駅(有楽町線・半蔵門線)4番・5番出口より徒歩約4分 |
| | 地下鉄 | 「永田町」駅(南北線)9番出口より徒歩約3分 |
| | 地下鉄 | 「赤坂見附」駅(丸ノ内線・銀座線)より徒歩約8分 |
| | J R | 「四ツ谷」駅麹町口より徒歩約14分 |
| | 都バス | 平河町二丁目・都市センター前(新橋駅 市ヶ谷駅 小滝橋車庫前) |

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。